

# イヤです 戦 非通 信



発行:2010・3/4  
第18号

発行:「靖国合祀イヤです訴訟」と  
共に闘う会

連絡先: 大阪市中央区内淡路町1-3-11  
ティエコープ 上町402市民共同ビル SORA内  
ファックス: 06-7777-4925

[http://www.geocities.jp/yasukuni\\_no/](http://www.geocities.jp/yasukuni_no/)

## 2 / 2 ・ 控訴審第三回弁論報告

吉岡奈保子

### 「靖国合祀イヤ！」は具体的な権利です！

2010年2月2日、大阪高裁で「靖国イヤです訴訟」控訴審の第三回弁論がおこなわれました。前回新しく替わったばかりの成田喜達<sup>きたる</sup>裁判長が、たった一回限りで新しく前坂光雄裁判長に替わりました。高裁では急な人事異動はよくあることだということで、なんらかの思惑が絡んでいると断ずることはできないのですが…。

再び弁論の更新のやり直しです。まず加島弁護士が原判決の誤りについて簡潔に批判しました。まず第一に国と靖国神社の共同不法行為を認めていない点、それから、合祀における外部行為を霊簿等の作成・保管というきわめて狭いものに限定し、合祀を抽象的な内心の自由と同一視できるものと判断した点、そしてさらに、原告が被侵害利益として主張する「家族的人格的な紐帯の中で、本件戦没者を敬愛追慕する人格権」を法的に保護する必要のないものとして切り捨てた点です。

靖国神社は単なる名簿作成・保管施設ではありません。殉国精神の称揚・普及のために毎年毎年大がかりな儀式をおこない続けています。原告の具体的な要求が名簿からの該当戦死者の名前の削除にあるからといって、原判決は合祀行為を単なる名簿作成・保管に限定してしまいました。合祀をそんなものに矮小化した裁判所の判断は靖国神社にとっても本意ではないはずですが、靖国神社側の弁護士は原審を完全に支持する発言しかしていません。

今回の弁論に向けて控訴人（原告）からは、第6準備書面と6通の陳述書、そして宗教学者の菱木政晴氏の意見書と民法学者の吉村良一氏の意見書が提出されました。

第6準備書面は、「戦没者を敬愛追慕する人格権」の内容として、①追悼の自由、②追悼・慰霊に関する自己決定権、③敬愛追慕の情の3つのうち、②について特に取り上げ、吉村教授による最新の民法学の見地を踏まえながら、それが法律によって保護される必要性を持つものであることを述べています。

菱木意見書は、原判決において合祀を抽象的観念的なものとしたことは完全に誤っており、宗教儀式が非常に重要な意味を持っていることを指摘しています。例えば修身の教科書が教室で教えられたとしても、「教科書を読んでただちに英霊の後につづこうと決意することはまれであり、ただ漠然と合祀をよいものと感じているだけであるのが普通である。この漠然とした信仰が一步すすむためには、儀式参加などの具体的経験が必要なのである」と述べ、息子を戦争で失った母親が「漠然とした信仰」を抱いていただけだったのが靖国神社の壮大な儀式に参列することによって「固い信仰」に変わった例を示しています。

また原判決は、靖国神社や護国神社の儀式と原告が行う敬愛追慕を一緒くたにして漠然と「故人の追慕・慰霊等」と述べていますが、「追慕」というのは「死んだ人や遠く去って二度と会えない人を思い出して恋しく思うこ

と」であり、原告らの親族に一度も会ったことのない靖国神社や護国神社に「追慕」ができるはずがありません。靖国神社がやっていることは、遺族らの追慕の対象を勝手に「〇〇の命」と勝手にレッテルを貼って儀式や賽銭集めなどの宗教の道具として使うことであり、友人やその遺族と異なる信仰を持つ者が「それぞれの思想信仰に基づいて故人を追慕慰霊する」ということとはまったく次元を異にする行為であると菱木意見書は指摘しています。

吉村意見書では、まず不法行為法において、法的に保護されるべき権利や利害の範囲は実際の事件の判例の積み重ねを通じて日々拡大し多様化していることが指摘されています。これまで不法行為法の保護の対象になってこなかったタイプの利益が訴訟の場に現れてきています。その一つが被害者の内心の感情に関わる利益です。この事例としては、たとえばセクシャルハラスメントがあげられます。セクハラに当たるかどうかは、基本的には被害者の主観で決まり、その上で誰がどんな侵害行為をしたのか、その態様が重要になってきます。(ちなみに、『特上カバチ!!』という漫画の中で、「セクハラは被害者の主観で決まる」という話に「そんな不公正で客観性のない話はないでしょ!?!」とかみついた新米の行政書士が、それは「自己決定権」の問題であり、例えば部屋に他人が入ってこようとしたら「それを許すか許さないかは、相手が誰か次第で、あなたが決めるんでしょ!?!」と言われてやっと納得するという場面があります。)

では、この靖国訴訟の場合はどうなのでしょう。吉村意見書では「故人の追悼・慰霊という私事に関して自らが決定し、他者から意に反する方法を強制されない権利ないし利益として位置づけることが本件のような問題の本質ならびに遺族たる原告の思いに合致しているのではないかと述べられています。つまり、靖国神社の「祀る自由」と遺族の「祀られたくない自由」とが同じ平面で比べられるのではなく、遺族の自己決定権が靖国神社の一方的な行為によって侵害されたととらえるべきではないかというわけです。

さらに吉村意見書は「なぜ遺族が追悼・慰

霊に対して優先的な決定権を有するのか」という反論を予想し、これに対して「それは、遺族が故人と生前に形成してきた親密な関係のゆえに、その死の受け止め方に関して特有の利害関係を有し、他人が遺族の意に反してその関係を侵害する場合に一定の保護が与えられると考えるべきだからである」と述べています。そして川上正二『民法学入門』(2009年)を引用しながら「おぼろげながら、故人の人格につながる特殊財は、原則として故人の遺志を最も付度できる実体を伴った共同生活体」に委ねられており、そのような共同体に属し故人と親密な関係を有してきた遺族に、追悼・慰霊に関する決定の「優先権」が認められ、そこでは「他者との関係での『寛容』を問題とするまでもなく、これを『その者の意に反して』みだりに侵すことは許されない」と考えるべきだとしています。

そして、行為の主体としての「靖国神社には、戦前から戦後におけるわが国の近現代史の中で同神社が果たしてきた役割の故に、評価が真っ二つに分かれるという特質がある。すなわち靖国神社で合祀されることを名誉とし、終戦記念日等に熱心に参拝するという人々と、それをわが国の侵略戦争の象徴として厳しく批判する人々がともに存在するのが実情である。そのような性格の神社の宗教行為であるがゆえに、(特に後者の立場の人々にとって)合祀が耐え難い(遺族としての意志が踏みにじられた)との強い思いをもたらすのである。このような行為主体の性格や評価は、侵害されたとされる利益の性格を考える上で無視できない。このことは同じ言動でも良好な関係にある人からのものとそうでない人からのもので意味が異なってくることから容易に理解できるであろう」と述べています。

また、原告らが何度も靖国神社に対して明白に合祀拒否の意思表示をしているにもかかわらず、靖国神社が合祀を継続している点についても「行為対象者が拒否しているにもかかわらず行為を行うことが行為対象者の利益をより深刻に侵害する結果となることは、ハラスメントの例を出すまでもなくよく知られたところだからである」と指摘しています。

吉村意見書は最後に「事を異なる宗教・信

条を持つ者の間の対立にとらえ、原告らの被ったとされる不利益を単に感情の問題としてしまうのではなく、同時に、関連判例の射程を、そこにおける補足意見をも視野に入れることによって正確に読み解いた上で、不法行為法に関する最近の動向をふまえ、事案の本質に迫る判断が行われることを期待する」と結んでいます。被告側が金科玉条のように出してくる山口自衛官合祀訴訟の最高裁判決そのものをも批判し、新しいアプローチでこの問題を捕らえ直すべきだという主張が法律的に非常に説得的に語られていると思います。

今回はこれらの学者の意見書と併せて5通の陳述書が出されました。それを書いたのは、原告ではありませんがこの裁判に大きな関心を持っている方々です。このうち4人は靖国神社に祀られることがあやうく自分の運命となるところであった方々であり、もう1人は原告である富樫さんのお母さんです。靖国神社は、合祀をありがたく思うのは日本人として当然だという傲慢な考えを抱いていますが、これらの陳述書を読めばそうではないことが明白です。どれも非常に興味深い内容を持っていますので、具体的に紹介したいと思います。

### 【その1】

1928年生まれの加藤敦美さんは満鉄社員の家に生まれ育ち、「華やかな温室のように楽しい」生活を満喫しました。そして「日本人は、天皇を神と信じ、尽くし、戦死すればヤスクニに神として祀られる」、「この天皇に背き、幸せを捨て、ヤスクニを嫌う人間が日本人の中にいるなどとは想像できることではなかった」という考えを持っていました。予科練に志願してみると、そこには「暴行を常習とする人間侮辱の極をなす軍隊」があり、その前途にあるのは「消耗品」としての特攻死でした。しかし、すでに「心の死んでいる」少年たちにとっては「ただ淡々と死んでいくだけのこと」だったのです。

戦後、天皇が「自分は神ではない、人間だったのだ」と言い出したことで、「ヤスクニの誉れ」の根拠は崩れ去りました。もはや天皇もヤスクニもなくなっていると加藤さんは思っていました。「まさか、なくなった天皇の軍

隊が、使者を皇軍編成のままにヤスクニに『再召集』して軍籍に尽かせるなどとは思ってもよらなかった」「天皇が神であってこそわたしたちはヤスクニに属していたのだ。天皇が偽神であると分かっている、そのヤスクニがまたしても現れる罪深さは、戦前よりもっとたちが悪い」と、加藤さんは今なお合祀が続けられていることを弾劾します。

日本がおこなってきたアジアへの侵略戦争にアジアの民衆が憎しみをもつのは当然です。

「何の権威と資格があって、ヤスクニは戦死者の霊を、中国・朝鮮その他のアジアの憎しみの的として、日本へのアジアの敵意をかき立てる道具に用いるのか。戦死者を未来永劫、侵略者として固定化するとは何事であるか！

それは、もはや、単なる霊爾簿に名前を書くという観念的事務的処理の話ではあり得ない。死者を用いて、アジアと世界の日本に対する反感・警戒心をかき立てる行為はゆるされざることである。死者に対する名誉権の侵害ではないのか。」「ヤスクニは騙されたまま死んだものたちを今すぐに解き放て！」と加藤さんは訴えています。

### 【その2】

1926年生まれの信太正道さんしだまさみちもまた8月12日に特攻訓練を終え、遺書を書いた直後に敗戦の詔勅を聞いたという体験を持ち、敗戦がもう何日か遅れていたら確実に戦死者として靖国神社に祀られていたであろう方です。

信太さんは、「両親にとっては国家より私の命が大切だったことを、私も、知っていました。しかし、海軍での私は、死を恐れず死ねたと思います」と述べています。しかし、信太さんは、「今回の靖国合祀取り消し訴訟の隠れた論点は、合祀された戦死者の死ぬ瞬間の気持ち、そこで思考停止しているとみなすことが正しいか否かにある」と指摘しています。

信太さんは戦後、海上保安庁に入りました。朝鮮戦争で掃海中に蝕雷事故で亡くなった隊員について上官が表向きは「君を失ったことは痛恨の極み」などと弔辞を述べながらも、裏では「あいつは不良だった」「死んでお金をもらうことがせいぜいの親孝行だった」と言

っているのを聞いてしまいます。そこで信太さんは思います、「靖国の英霊よ聞け、これが戦争屋の本音だ。」

「靖国神社は本当に戦死者の心中を理解できますか。死んだ後も、戦死したことを誇りに思い、靖国神社に合祀されたことを今でも名誉に感じていると思いませんか。あなた達は戦死者を利用しては駄目ですよ。」「靖国神社は人の嫌がることは止めてください。戦死者は喜んでいるなどと勝手に決めつけないでください。」海上保安庁から航空自衛隊に入り、戦後も軍務畑を歩いてきた信太さんの発する言葉は靖国神社にとって特に重く響くのではないのでしょうか。

### 【その3】

軍国主義教育によって戦死して靖国神社に祀られることが名誉だと考えていたのは男性に限りません。北村小夜さんは軍国少女として育った自分のことを「親や教師よりより熱心に戦争をしました」と述べています。そして女で靖国に行くためには従軍看護婦になるべきであると考え、親の反対を押し切って、当時の満州の病院に派遣される道を選びました。ここまで戦争に熱心だった北村さんの考えを変えたのは、一つは敗戦によって武装解除された後、しばらくの間中国の八路軍と行動を共にして彼らの価値観に触れたこと、もう一つは日本に引き揚げて1950年に教員になった時に朝鮮戦争の勃発と警察予備隊が発足したことでした。徹底した皇民教育で軍国主義少女となった北村さんは、これらの闘いのひとつひとつを通して自分が受けてきた教育を再検証してきました。そして今では侵略に荷担して死んだことをもって英霊とするのはとんでもないことだと考えるようになっていきます。

### 【その4】

1945年に広島旧制高等女学校2年生であった関千枝子さんは、8月6日、たまたま身体の調子が悪く家で休んでいたところ、学校に行っていた級友は作業中に被爆し、全滅してしまいました。「日本は必ず神風が吹いて勝つ」と教えられていた関さんは敗戦の知らせを聞いて大きな衝撃を受けました。戦後

30年たってから被爆死した友人たちのことを記録しようと思い立った関さんはその調査の課程で友人たちが靖国神社に合祀されていることを知りました。「クラスメートは原爆によって無惨な死を遂げた被害者・犠牲者です。それなのに、クラスメートをこんな目にあわせた『戦争』の『神』にされてよいのか。私は奇跡的な生き残りです。あの日、学校を休むということがなければ、私は間違いなく死んでいます。そして『靖国神社』の神にされております。他人ごとではありません。」

戦後一宗教法人になったはずの靖国神社が、戦前の国家神道のまま、一人残らず本人の意志に関係なく合祀するということは憲法違反であり、無効であると関さんは考えています。

「12～3歳で死ななければならなかったクラスメートに、どうして『死んでくれてありがとう。あなたたちのおかげで、今、平和で幸せよ』などと平気で言えるのでしょうか。私も、あの日、学校を休まなければ、こうやって『感謝』されているのだと思うと、いたたまれない思いがします。絶対にいやです。」

関さんはある遺族の方から「靖国神社に合祀して頂いたから恩給ももらえたのだ」と言われたことがあります。軍人恩給を盾にして事実上批判の口封じがなされているというわけです。「これが強制でなくて何なのでしょう。」関さんは「靖国神社は、明確な取り下げの申し出が出ている場合、それを潔く認めるべきです」と述べています。

### 【その5】

1917年の生まれで92歳になる富樫慶子さんは原告の富樫行慶さんのお母さんです。彼女の夫弘人さんは浄土真宗の寺の息子で、大杉栄や伊藤野枝の全集を持っていて刑事に尾行されたこともあるような人でした。しかし、本人の思想とは無縁に召集令状が来て、戦地に行く途中で輸送船が沈められ、31歳で戦死してしまいました。弘人さんが靖国神社に合祀されたという通知が来たのは1954年になってからでした。しかしその通知が来ても慶子さんはそれを無視しました。「だいたい政治のために戦争になったのに、それを『お国のために死ぬ』だとか、『戦死は誉』だ

とか、『神として祀る』とかいうのは変なことをするものだと思っていたので、そんなものは無視していたのです。」という心境でした。慶子さんは地域の遺族会長を長年にわたって務めていましたが現在に至るまで一度も靖国神社に行ったことはありません。

行慶さんは家族の誰にも相談せずには裁判を起こしたので、慶子さんはそれを知って「よく気づいてくれた。私は靖国なんて無視していたも同然だから、そういう方法もあるなんて気づかなかった」と思いつつも、「どうせならもっと早くにすれば良かったのに」もっと早くしてくれたら自分に体力もあってもっと協力もできたのに、とも思い、今回、陳述書を書くという形でこの裁判に協力しようという事になったということです。

「靖国神社は無くなってしまえとまでは思いませんが、出して欲しいという人には、出してあげたらいいのではないかと思います。自由にさせてもらった方がすっきりするのではないのでしょうか。」「合祀だとか英霊だとかは、本当につまらない話です。」「つまらないことはもうやめた方がいいというのが、私の素直な気持ちです」と慶子さんは陳述書を結んでいます。

新しい裁判長は真面目そうな人に見えましたが、弁護士さんによれば、非常に緊張しており、審理すべき中身よりも傍聴人にどんな連中がいるのか、どんな警戒態勢を取ればいいのかということの方に気を遣っているようだったとのことでした。今回の意見書と陳述書を真摯に検討してくれることを願わずにはおれません。次が結審ということになってしまえば、中身よりもそつなくこなすことを優先させたということになるでしょう。新しい裁判長がしっかり審理を尽くそうと考えるように、次回も傍聴体制を固めていきましょう。

## 傍 聴 記

村田孝子

「ふえみん大阪」の会員古川佳子さんが靖国合祀イヤです訴訟の原告でずっと長い間闘っておられる姿をいつも見えています。古川さんのお兄さん2人、当時27才と24才のすばらしい若者で、妹の古川さんには、やさしいお兄さんであったことを聞いていました。戦死されてからお母さんは、いつも「けいすけー、ひろしー」と叫び続けて、「返してくれー」と思い続けておられた話も聞きました。これを聞いただけでも戦争で若いお兄さんの尊い命がむざむざと奪われていったことの悔しさ、悲しさを思い、胸が痛み張り裂けそうです。だのに、残された家族に何の連絡もなく、イヤなのに靖国神社に合祀されてしまいました。なんて悔しいことでしょう、悲しく情けないことでしょう。

戦争で命を奪われるだけでも我慢できないのに、「合祀イヤです」とさげんでいるのに、未だ靖国からもどしてもらえないことが、どれだけ辛いことか、靖国神社も国側も人間としての心のかげらもないと、思いました。

いつも傍聴して感じるのですが、靖国神社と国側に、「合祀イヤ、取り下げてくれ!」と切実に訴えている原告のひとりひとりの、熱意と痛ましさの心の深さです。今回も西山俊彦さんが、「死ぬかもしれない。身体がもたないです」と苦しい胸の内を訴えておられました。

また今回は、5人の方の生き生きとした、なまの声としての陳述書は、胸が揺さぶられました。ひとりひとり生身の人間の切実な悲壮の声に靖国神社側、国側の弁護士はもっと聞くべきです。木で鼻をくくったような返事、回答はやめてほしいです。靖国神社も「信仰は、自由」と言っておきながら、「何という態度なのだ!」と傍聴するたびに思います。国家権力、天皇制の脅威、恐ろしさをまたまた感じて裁判所法廷を後にしました。



### ◆◆次回・第4回弁論期日◆◆

日 時 4月27日(火)午後3時～ 法 廷 202号

(傍聴抽選のため一時間前には裁判所正面玄関周辺に集まって下さい)

当日の弁論内容、裁判後のかみ砕き学習会の会場等は追ってお知らせします



# 砂川市神社問題の最高裁判決に思う

菅原龍憲

(一)

北海道砂川市が、市内の神社（空知太神社）に敷地を供与していることが憲法の「政教分離」原則に反しているかどうか争われた訴訟で1月20日、最高裁大法廷は「憲法違反」とする判断を示した。憲法判断から逃げ続ける最高裁の厚い壁を切り崩し、「違憲判決」を引き出した原告の方々の6年間にわたる苦渋な、そして刺激的なたたかいに心からなる敬意を表するものである。

それはこの訴訟が私たち日本人の精神の根っこにある、それは習俗の相貌のもとにあって、巧妙な支配構造の民衆的基盤となった「祭祀」というべき神道の宗教性を確実に射程に入れた、たたかいであったからである。

現代の国民の多くは政治とか国家とかという問題とはまったくかわりなく神祇信仰を持っている。そして彼らは往々にしてそれが宗教であるということ意識していない。

「空知太神社」もそうであるように、事実として神社は地域の自治会をまるごと信者組織化し、それがほとんど違和感なく保持されていることが証している。

日本の各地域の集落には必ずといっていいほど神社がある。神社の祭祀は、地域社会における秩序と人々の統合を示すものとしてあった。その祭祀を主宰する者によって、集団を構成する人びとは、宗教的に支配されるとともに、政治的に支配される。共同体の秩序に反する行為は、異端者として徹底的に排除される。それは支配的権威・権力に対する人びとの服従と隷属を生む基盤となる。神々を背景とする支配社会のもとで、どれだけ多くの人びとが、卑小な存在として貶められてきたことであろうか。

「習俗とは意識せずして生活と一体となって人を規制し、動かしていくものである。習俗だから宗教ではないのではなく、宗教でないと思われているほど、それほど日本人の生活の中に深く根を下ろしている。ある意味ではこれほど強力な宗教はない」（和田稔）といわれるように、祭祀共同体信仰（神道祭祀）は、「習俗」という形で続けられている。

一人合憲と判断した裁判官の「神道は日本列島に住む人々が集団生活を営む中で生まれた、生活に密着した信仰ともいえるべきもので、その生活の一部に

なっている。」（堀籠幸男裁判官）という意見は、いみじくも神道の祭祀が日常の一部として、当然の行為であると観念されていることを物語っている。このような精神土壌のもとでは、人々は自ら神道という宗教を選択するという決断も、それを明確に捨てるという決断をも欠き、いつしか神道の発想を受け入れていることになる。

国家は、たえず国民支配の基盤としての宗教とそれに規定される共同体との温存を政治的にはかり、それを再生産してきた。祭祀共同体のありようを不問にしたままで、新たな精神的状況が切り拓かれるはずもない。

この訴訟は、私たちの内面の最深部にまで及んでいるその宗教性を掘り起こし、この国に信教の自由を確立する基礎を据えるたたかいとして、私自身にも突きつけられた課題であった。

(二)

さて、今回の訴訟において、原告たちの必至の訴えが最高裁に「違憲」判断を語らせたことの意義は大きい。が、しかしである。この判決はじつに危うい形式のうえに成り立っているといわねばならない。はたして最高裁は「憲法を守った」といえるだろうか。

憲法違反とすれば当然のように、一審、二審が認めた「神社施設の撤去、土地の明け渡し」を支持し、「市の上告を棄却すべき」（今井功裁判官）はずであるが、裁判官の多数意見は「違憲状態を解消するためには、施設の撤去や土地明け渡し以外にも適切な手段があり得る。例えば、市有地の全部または一部を無償、有償で譲り、または適正な時価で貸し付けるなどの方法によっても違憲性を解消できる」として、市が神社を撤去した場合、地元住民の信教の自由に重大な不利益を及ぼすとも述べ、どうすれば違憲状態を解消できるか、つまりどうすれば憲法に抵触しないかという方法を検討するよう審理を高裁に差し戻したというのである。これにはほとんど私は言葉を失った。

人権の問題をあたかも調整問題のように扱い、社会の横並び意識に従って、個人の自由を切り揃えようというのである。

この判決をメディアもまたこぞって「現実的で妥当な違憲判断」、「政教分離に新基準」（朝日新聞）な

どと浮き足立っている。これはじつに無残というべき転倒した判断なのである。

市が神社を撤去し、土地を明け渡すことによって、地元住民の信教の自由が侵害されるといったことの議論が一体どこをどうすれば起こってくるのだろうか。

信教の自由、政教分離の原則は、国家が宗教と結びつくことによって、つねに国家が国民の内面に介入しようとする公権力の行使を厳格に拘束するところに成立したものである。

あくまで公権力に画するものなのである。

信教の自由というのは、もとより国家からの個人の自由を意味するものであるが、その実質は、国家権力を下から支える信仰（祭祀）共同体からの個人の解放である。

信教の自由を侵害しているのは、ほかならぬ「特定の宗教に特別な便宜を供与し、援助していると評価される」（判決理由）として、違憲と問われた自治体の側にあるのである。

このような判決に見られるように、事態の深刻さは信教の自由なるものが、裁判官自身にほとんど人権として獲得されていないことにあるといわねばならない。

信教の自由の未確立は必然として「宗教施設の性格や無償提供の経緯と態様、これに対する一般人の評価などを考慮し、社会通念に照らして総合判断すべきだ」（判決理由）という裁判官の認識にあらわれる。

裁判官自身に信教の

自由を成立せしめる前提条件が欠落しているとき、裁判官の精神は、日本人に一般化している神道的宗教性からめとられるしかない。したがって、それ自体が状況に従属するものでしかないわけだから、裁判官の判断基軸は「社会通念」によるしかほかないのである。

訴訟は高裁に「差し戻し」となり、裁判闘争はまた新たな始まりとなる。わが国の神道的精神風土の変革を求めるたたかいは果てしなく深い。やはり私自身にとっても終世の課題である。(2010.1.23)

## 新聞記事

## 【事務局より】



★みなさん、心のこもったカンパ、お便りありがとうございます。感謝!

★5名の陳述書同封いたします。ぜひ読んでください。学者2名の意見書は後日ホームページにアップ致します。又は事務局までご連絡下さい。郵送いたします。

もうすぐ春です、4/27に裁判所で会いましょう!

《11月》

- ◆通信が届くたびに目が覚めます(京都 O.Y)
- ◆久しぶりに 10/2.2 には参加したく思います。支援活動へも僅かしか応えられません。ごめん。やはり加齢ですな……(76才)(神戸 T.T)
- ◆通信にありました京都の TM 訴訟の蒔田・朴夫妻の後輩です。頑張っておられますね(泉大津 H.M)
- ◆靖国神社は廃止されなくてはなりません。日の丸・君が代で将校を侵略に行かせた国民が天皇を盾にして罪障逃れをしてきたことも含めて、戦死者をどこに位置づけたらいいのか自責自問です(京都 K.A)
- ◆裁判の公判になかなか行けませんが、勝利を信じて支援します(京都 P.S)
- ◆まだまだこれからも闘いです。支援します。今後ともよろしく(大阪 H.H)
- ◆ほんのわずかです(松原 F.)

《12月》

- ◆引っ越してなかなか集会などに行けなくなってしまいました。傍聴にも行けませんのでせめてカンパを。少額ですが……(泉南 K.K)
- ◆遠方故伺えなくて残念です(東京 O.M)
- ◆がんばりましょう(大阪 O.H)
- ◆教育塔が「殉職」に特化している現在「ヤスクニ」的なものへの洗い出しが必要と思います(神戸 N.H)
- ◆いつもご苦労様です(都城 K・T)
- ◆「日本」という問題の本質にかかわる課題がこの靖国問題にあると思います。勝利の先にこそ未だ見ぬ未来、希望があると確信します(四日市 O.M)
- ◆郵便料程度のカンパですみません(藤牧 Y.H)
- ◆冠省、気まぐれカンパ(?)ですみませんがご笑納下さいませ。暮れも押し詰まりました。皆様も二月公判に向け詰まっておられることと察しま

す。何はともあれお元気で良いお年を! 12/25 早々(長野 T.H)

◆「生命かけても悼むべし」「チェンジ」の叫びが3万出兵は全く頂けません。我が方はこの情勢如何に乗り切るか、毎月の足代に足を向きつつ〇〇〇、SACO 以来永田町の人。「きれいな海も見えず排ガスだらけの中、東京の人は頑張りダネ」と沖縄陳情団に言われてしまいました。右翼ご一行は日当もらい(2千円)その人たち曰くそちらはいくら、私たちは2千円……(国分寺 S.M)

◆この年末は「在日特権を許さない市民の会」などによる朝鮮学校襲撃事件に驚きと怒りが渦巻きました。しかしまた、京都での緊急集会は内容豊富で、運動の可能性も感じられました。運動圏の近くの人でも民族学校・文化・歴史・社会をよく知らなかったりするのですね。「靖国」についても、まだまだ検証・理解・宣伝不足やないかしら。問題点から逆に「私たちは如何に生きるべきか」という道が照らし出されてくると言うのが運動の醍醐味やと思います。カンパ送ります(大阪 M/T)

◆中国副首相の来日で「天皇制」の一部分がみえました。裁判に勝利し、「天皇制」の一角を突き破ろう!(泉佐野 W.S)

◆田中様よりの指示で印税の一部をカンパとして送ります(東京七つ森)

《1月》

◆なかなか裁判の傍聴に行けなくてすみません(寝屋川 K.K)

◆今年も皆様お元気で闘ってくださいませようお願ひ申し上げます。戦後靖国神社に何の承諾もなく戦争の犠牲者の魂が合祀されてしまうことに納得されていない方々が声も出せずにいらっしやるのが分かってまいりました。貴重な訴訟お続け下さいますことありがたく存じます(豊明市 K.T)

◆傍聴にもなかなか行けず、せめてカンパなりと思ひ送ります!(吹田 E.S)

◆せつかく政権交代をしたにもかかわらず、靖国推進の側を勢いづけるような状況を打ち破るために共に頑張ろう!(奈良 S.M)

◆ご活躍ありがとうございます(箕面 K.L)

◆2月2日の公判も立派な弁論と準備書面、誠にありがとうございました。学者の道理ある意見書、証言者の心打つ内容。裁判長が何故かこの時期に代わりましたがしっかり引き継いで原告勝訴の判断をするよう求めます。被告側弁護団の不誠実な対応は目に余ります(堺市 Y.A)